省　令

○財務省令第一号

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、関税定率法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月九日

財務大臣　麻生　太郎

関税定率法施行規則の一部を改正する省令

関税定率法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（宗教用寄贈物品の指定） **第五条**　法第十五条第一項第四号（宗教用寄贈物品の特定用途免税）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、金地金その他の換価の容易なものを除く。）とする。 一・二　［略］	（宗教用寄贈物品の指定） **第五条**　法第十五条第一項第四号（宗教用寄贈物品の特定用途免税）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。 一・二　［同上］

附　則

この省令は、平成三十年一月九日から施行する。

告　示

○総務省告示第三号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十九年十月三十日	日本のこころ（にっぽん）	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号クリムゾン永田町ビル六F	中野　正志

○総務省告示第四号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした次の政党その他の政治団体について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第七項の規定に基づき同法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があったので、同法第八十六条の五第七項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名
平成二十九年十月二十日	日本のこころ（にっぽん）	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号クリムゾン永田町ビル六F	中野　正志

○総務省告示第五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件）の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月六日	民進党（みんしんとう）	代表者の氏名	大塚　耕平	前原　誠司

○総務省告示第六号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件）の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新	旧
平成二十九年十一月六日	民進党（みんしんとう）	代表者の氏名	大塚　耕平	前原　誠司

○総務省告示第七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として、公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（平成二十七年総務省告示第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（設備保有者及び事業者の責任に関する事項） **第十一条の二**　第二条から前条までに定めるもののほか、損害賠償に関する事項その他の設備保有者及び事業者の責任に関する事項を設備の提供に係る契約において定める場合においては、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするなど、適正かつ明確にこれを定めるものとする。	［新設］